

令和 7 年 1 1 月 1 8 日

お 知 ら せ

課 名	岡山県美作県民局 健康福祉部真庭保健課
担 当	原田、林
電 話	0867-44-2990

令和 7 年度岡山県真庭保健所運営協議会定例会を開催します

保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、次により令和 7 年度岡山県真庭保健所運営協議会定例会を開催しますので、お知らせします。

記

1 日 時

令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火） 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0

2 開催方法

ハイブリッド開催（会場及びウェブ会議システム Zoom を使用予定）

※会場：岡山県美作県民局真庭地域事務所 3 階大会議室

真庭市勝山 5 9 1

3 委員の構成

市・村、関係行政機関及び医療関係団体等（名簿のとおり）

4 議事内容

令和 7 年度岡山県真庭保健所の運営等について

5 会議の公開

本協議会は公開とし、傍聴席を（5 席先着順）設けています。傍聴を希望される場合は、会議開催予定時刻までに会場受付にお越しください。受付開始時刻は会議開催時刻の 3 0 分前です。

先着順で定員に達し次第、締め切ります。

6 その他

会場内に報道席を設けています。

岡山県真庭保健所運営協議会委員名簿

(任期：令和 7 年 6 月 1 日～令和 9 年 5 月 31 日)

(令和 7 年 6 月 1 日現在)

氏名	役職名	備考
あしだ ありまさ 芦田 有正	真庭食品衛生協会会長	
いけだ ふみあき 池田 文昭	真庭市医師会長	
おおくに しん 大國 伸	真庭歯科医師会長	
おおた のぼる 太田 昇	真庭市長	
おぐら ひろとし 小倉 博俊	新庄村長	
おさだ まさゆき 長田 正之	真庭市民生委員児童委員協議会長	
こうの けいじ 河野 慶治	岡山県議会議員	
こやま なおみ 古山 直美	真庭市立小学校校長会代表(八束小学校長)	
しんけ のりこ 新家 紀子	真庭保健所管内栄養改善協議会長	
すぎもと きみえ 杉本 喜美恵	真庭保健所管内愛育委員連合会長	
たかはた むねはる 高畑 宗晴	真庭警察署長	
ゆ あさ いさみ 湯浅 勇巳	岡山県薬剤師会真庭支部長	

(五十音順・敬称略)

会 議 開 催 案 内（公開）

令和7年度岡山県真庭保健所運営協議会定例会を次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴するものとします。

令和7年11月18日

岡山県真庭保健所運営協議会

1 開催日時

令和7年11月25日（火） 13:30～15:00

2 開催場所

真庭市勝山 591

岡山県美作県民局 真庭地域事務所 3 階 大会議室

3 議題

令和7年度岡山県真庭保健所の運営等について

4 傍聴定員

5人

5 傍聴手続き

(1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。会場で受付を行いますので、氏名と住所を記入してください。

(2) 受付開始時刻は当日13時00分からです。

(3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承ください。

6 会場傍聴要領

別紙2のとおり

7 問い合わせ先

〒717-8501 真庭市勝山591

岡山県真庭保健所 保健課 保健対策班

電話 0867-44-2990

(別紙 1)

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	岡山県真庭保健所運営協議会
設置根拠等	地域保健法 岡山県保健所運営協議会条例 岡山県真庭保健所運営協議会会則
設置年月日	昭和 2 9 年 3 月 3 0 日
委員数・任期	委員数 1 2 名(男性 9 名、女性 3 名) 任期 2 年 (令和 7 年 6 月 1 日現在)
所掌事務	保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。
公開・非公開の別 (非公開理由)	原則として公開(ただし、岡山県行政情報公開条例第七条各号に掲げる情報に該当すると認められる場合又は公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、協議会の議決を経て、非公開とすることがある。)
開催実績等	令和 2 年度 1 回(書面開催) 令和 3 年度 1 回(書面開催) 令和 4 年度 1 回 令和 5 年度 1 回 令和 6 年度 1 回
事務局担当部署	岡山県真庭保健所 真庭保健課 保健対策班 真庭市勝山 5 9 1 電話番号 0 8 6 7 - 4 4 - 2 9 9 0

岡山県真庭保健所運営協議会 傍聴要領

岡山県真庭保健所運営協議会の会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、非開示情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。
- (2) 傍聴人数は5名程度(先着順)とします。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合
- (3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると議長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

- (1) みだりに傍聴席を離れること
- (2) 飲食すること
- (3) 私語、談話、拍手等を行うこと
- (4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること
- (5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと
- (6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用すること
- (7) その他会議の妨害となるような行為を行うこと

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。